

(別紙)

西宮市立中央病院床頭台設置・運営事業仕様書

1 設置設備等の台数

設備等	台数等
床頭台用テレビ	192 台
特別室用テレビ	2 台
カードタイマー	192 台
床頭台用電気冷蔵庫	192 台
特別室用冷蔵庫	2 台
鍵付き簡易保管庫	194 台
テレビ台 (床頭台形式)	192 台
テレビ台 (特別室用)	2 台
院内自主放送設備 (ビデオ製作を含む)	1 式
カード販売機	3 台
カード精算機	2 台
両替機	3 台

2 設置機器等の仕様

システム設置業者は病院が指定する次のような機器、システムを設置すること。なお、新品でない機器等を設置しようとする場合は、契約期間を通じ機能面、衛生面その他の点に関して病院という場所における使用に十分耐えうるものとし、提案に際しその旨を説明すること。

(1) テレビ

①床頭台用テレビ・特別室用テレビ共通

- ア 国産メーカーでワイヤレスリモコン式とすること。
- イ 同室の他のテレビのリモコン操作によって同調をきたさないものとする。
- ウ イヤホンによる音声の聴取が可能なものとする。
- エ イヤホンは利用者 1 人につき 1 個無料で提供すること。  
ただし、配布は病院が患者入院手続時に行うため、予備を病院に保管すること。
- オ テレビのリモコン等の紛失や電池の補充については、設置業者の負担とすること。
- カ NHK 及び BS 放送を視聴できるものとし、受信料は事業者が責任をもって支払うこと。
- ク テレビ台に固定すること。

②床頭台用テレビのみ

- ア プリペイドカード方式により使用できるものとする。
- イ テレビの幅については床頭台のサイズの範囲内におさめる方が望ましいこと。
- ウ カードタイマーはテレビの横に取り付けし、プリペイドカードの残度数が表示できるものとする。ただし、テレビの形状により取付けが困難な場合は、視聴の妨げにならないのであれば、床頭台に直接取付けなども差し支えないこと。

### ③特別室用テレビのみ

ア プリペイドカード方式によらず、患者の費用負担なしで使用できるものとする。

## (2) 冷蔵庫

### ①床頭台用電気冷蔵庫・特別室用冷蔵庫共通

- ア 電子式で無振動、無音のものであること。
- イ 中身が見やすく、出し入れが容易であること。
- ウ 使用済み冷蔵庫の衛生管理をすること。

### ②床頭台用電気冷蔵庫

- ア テレビと同じプリペイドカードにより使用できること。
- イ 仕様のテレビ台（床頭台）内に組み込めること。
- ウ 料金は予約ボタンで先落しとすること。

### ③特別室用冷蔵庫

- ア 冷凍庫機能を有すること。
- イ プリペイドカード方式によらず、患者の費用負担なしで使用できるものとする。

## (3) 床頭台・特別室用テレビ台

### ①床頭台・特別室用テレビ台共通

- ア 床頭台は消毒に耐え得る材質とすること。
- イ 収納スペースが十分確保できるものとする。
- ウ 利用料金は無料とすること。
- エ キャスター付きで走行性がよいこと。

### ②床頭台のみ

- ア 床頭台用テレビが置けるものとする。
- イ テレビの上にも物が置けるテーブルがあること。
- ウ テレビの向き及び角度を調整できる機能を有すること。
- エ 床頭台の引き出し内に固定式の鍵付き保管庫を備え付けること。
- オ 床頭台の幅は、概ね 500mm 以内とすること。
- カ リモコン収納用ポケットをテレビ台の側面に取り付けること。
- キ タオル掛け付きで左右どちらでも付けられること。

### ③特別室用テレビ台のみ

- ア 特別室用テレビが置けること。

## (4) 鍵付き簡易保管庫

- ア 鍵付き簡易保管庫は、床頭台の引き出しにセーフティボックスを設置するか、引き出しそのものに鍵を取り付けるかのいずれかの方法によるものとする。
- イ セーフティボックスを設置する場合は、テレビ台（床頭台）の引き出し内に固定し、その引き出しは抜けないようにすること。
- ウ 利用方法については、簡単な説明で利用できるものとする。
- エ 合鍵を作成しにくいもので紛失時にマスターキーで簡単に鍵の交換ができること。
- オ 導入予定の台数全て違う鍵を付けること。
- カ 利用料金は無料とすること。

- キ 鍵の紛失等による補充（交換）は設置業者負担とし、補充（交換）用の鍵を各病棟に保管すること。
  - ク 盗難防止に配慮した機能を有すること。
- (5) カードタイマー
- ア カードタイマーはできるだけ小型なものとする。こと。（テレビの横に取付けること）
  - イ 利用料金は1円単位で引落とすこと。
  - ウ テレビ、冷蔵庫を1枚のカードで利用できること。
  - エ カード残高の表示は、残金額を表示すること。
  - オ カードなしで無料放送が視聴できる機能を有すること。
- (6) 院内自主放送
- ア 無料で視聴できる病院案内自動放送システムをシステム設置業者負担により設置すること。
  - イ 入院案内ビデオ及び転倒防止ビデオをシステム設置業者により製作すること。また、ビデオ作製にあたっては、現在当院において使用しているビデオの内容を参考にした上で、病院の意見を十分に取り入れたものとし、内容に変更がある場合はその都度編集、作製すること。
  - ウ 入院直後の患者が利用するため、カードを必要とせず無料にて視聴できるシステム及び機器とすること。
  - エ 何回でも利用可能なこと。
  - オ カードなしで電源を入れると院内自主放送チャンネルを自動選局すること。
  - カ 院内自主放送の作製に関して専門的な技術があること。
- (7) カード販売機
- ア カードの販売単価は1枚1,000円とすること。
  - イ 集計時に販売明細レシートが2枚ずつプリントアウトされ、双方が確認できるものとする。こと。（日計出力ができるものとする。こと）
  - ウ カード販売機は縦長であり場所を取らないものとし、転倒防止に配慮すること。
  - エ 床への据え置き型で防犯上必要な措置をとること。
  - オ トラブル発生時の連絡先を明記すること。
- (8) カード精算機
- ア 10円単位まで払い戻しができ、手数料は徴収しないこと。
  - イ 未使用のカードでも手数料を取らずに全て精算すること。
  - ウ 集計時に精算明細レシートが2枚ずつプリントアウトされ、双方が確認できるものとする。こと。（日計出力ができるものとする。こと）
  - エ カード精算機は縦長であり場所を取らないものとし、転倒防止に配慮すること。
  - オ 床への据え置き型で防犯上必要な措置をとること。
  - カ トラブル発生時の連絡先を明記すること。
- (9) 両替機
- ア 10,000円札及び5,000円札を1,000円札へと両替できるものとする。こと。ただし、カード販売機が10,000円札及び5,000円札を使用できるものである場合は、設置しない

ことができる。

- イ 両替機は縦長であり場所を取らないものとし、転倒防止に配慮すること。
- ウ 床への据え置き型で防犯上必要な措置をとること。
- エ トラブル発生時の連絡先を明記すること。

### 3 システム設置条件等

#### (1) 設置条件

- ア 西宮市立中央病院（行政財産）における機器等の設置のため、病院の財産を破損したり、病院の業務、患者の利用等に支障がないように設置運営すること。
- イ 業者決定後、病院の指定する期日までにシステム導入に必要な工事を行い、導入機器、システムを設置し、稼動可能な状態にすること。
- ウ 機器の搬入、据付、調整等の設置費用、維持管理経費、テレビのNHK視聴料金及びBS視聴料金はシステム設置業者が負担すること。
- エ 機器の搬入時期等の詳細については病院担当者と協議すること。

#### (2) 設備の保守管理等

- ア システムの維持管理、補修等のメンテナンスサービスはシステム設置業者が責任を持って行う体制をとるものとし、その費用はシステム設置業者が負担すること。
- イ 設備の破損、紛失、盗難についてはシステム設置業者の負担とすること。  
ただし、病院の過失等の場合は双方協議により決定する。
- ウ システム等の故障等の連絡を受けた場合は速やかに対応すること。
- エ 患者からのクレームは誠意をもって、かつ迅速に対応すること。
- オ システム設置業者は、常に患者及び病院の意見を聴取し、患者サービスの向上に努めること。
- カ 平日においては少なくとも午前1回、午後1回病院を訪問し、それぞれ床頭台等の清掃やカード販売機等のメンテナンスを行うとともに、苦情やトラブルの情報収集を行うこと。また、土曜日においては、少なくとも1回病院を訪問すること。
- キ 緊急時に、当院の指示があった場合、概ね30分以内に対応できるものが当院に到着できる体制をとれること。土・日・祝日においても同様とする。

#### (3) 設置機器の利用料金

- ア 利用料金は、契約期間内は原則として変更しないものとする。

#### (4) 管理手数料

- ア システム設置業者は、プリペイドカード式テレビシステム等の手数料（電気料金、施設使用料及び管理料）として管理手数料を毎月支払うものとする。
- イ アの手数料は、月毎のカード売上額に対する手数料割合で算出するものとする。
- ウ 電気料金または消費税率の改定、病床数の増減など当初契約時の条件に大幅な変更があった場合は、病院、システム設置業者双方が協議のうえ、手数料割合を変更することができるものとする。

#### (5) 行政財産の貸付料

- ア システム設置業者は、機器等の設置にあたり西宮市立中央病院公有財産規程（平成26

年4月1日西宮市病院事業管理規程第5号)に基づく行政財産の貸付を受け、その貸付料を年度毎に支払うものとする。

イ 行政財産貸付料の額は、西宮市立中央病院公有財産規程に基づき毎年度決定する。

(6) 契約期間等

ア システム機器の設置に関し、システム設置業者と西宮市立中央病院との間で「床頭台設置・運営契約書」を締結するものとする。

なお、システム設置業者には賃借権、営業権等の私法上の権益は一切認められない。

イ 契約予定期間は令和元年10月1日から令和6年9月30日の5年間とする。

ただし、契約期間内でも次の各号に該当するときは契約を解消することができる。

① 契約目的に反する行為があったとき。

② 契約書、協定書等に定める義務を履行しないとき。

なお、上記によりシステム設置業者に損害が生じても、その賠償を病院に請求することはできないものとする。

③ 契約期間が終了したとき、または契約内容の不履行等により契約を解消したときは、システム設置業者はただちに原状回復を行うこと。

(7) 賠償義務

ア プリペイドカード式テレビシステム等の設置運営に際して、病院に損害を与えた場合は速やかに賠償すること。

(8) その他

ア 病院の工事、不慮の事故で全面、一時的な撤去が生じた場合、その他募集要項で定まっていないこと等疑義が生じた場合は、システム設置業者、病院双方が誠意を持って協議の上決定するものとする。

イ 契約期間が開始しても、入院患者の入替わりの関係上、従前のシステム設置業者と契約期間が重複する可能性があること。

ウ 契約事務の担当者は、特に迅速かつ正確な対応ができる者が担うこと。

<参考>

(1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日の実績

①総稼動病床数 70,445床(193床×365日)

②年間延べ入院患者数 46,870人

③平均在院日数 10.6日

(2) 現在設置している機器等

①床頭台用テレビ

画面比率 16:9

画面サイズ 20V型ワイド

②特別室用テレビ

画面比率 16:9

画面サイズ 32V型ワイド

③床頭台用冷蔵庫

容量 220

④特別室用冷蔵庫

容量 910 (冷凍庫 460)

⑤床頭台

サイズ W500mm、D590mm、H1,348mm

⑥鍵付き簡易保管庫

形式 セーフティボックス

サイズ W140mm、D 320mm、H82mm

(3) 現在の利用料金・管理手数料

①テレビ利用料金 1000 円／1160 分 (約 51.7 円／60 分)

②冷蔵庫利用料金 102 円／24 時間

③管理手数料 売上額の 6 %